

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク (出典：枕崎市強靱化地域計画)

①地勢

枕崎市は薩摩半島の南端に位置し、東は南九州市知覧町、北は南九州市川辺町、西は南さつま市坊津町に接し、南は黒潮流れる東シナ海に面し、その形状はほぼ五角形である。市域は東西12km、南北10kmで、総面積74.78km²となっている。

当市の地勢は市の北部にある主峰蔵多山から東西に延びる周辺の山地と、花渡川流域の中央平地及び国見岳の南麓に広がる東西の両台地、それに枕崎漁港を中心とする海岸線に区分される。蔵多山を主峰とする山系は東西に分かれ、隣接市と境界をなしている。南東に延びる一脈は峯尾峠を越えて東に走り下山岳となり、また、峯尾峠から南に国見岳、更に延び岩戸山に至る山系は市の中心平地と東部大地との境目になっている。南西に延びる山系は、奥ヶ平岳となり、南さつま市との境となっている。

②気象概況

当市は温帯湿潤性気候に属し、黒潮の影響で年平均気温は18℃前後、年平均降水量は2,100mm内外で、年間を通して寒暑の差が少ない。しかし、夏は30℃を超える気温と70%に達する湿度による相乗作用で蒸し暑い日が続くこともある。また、冬は北西寄りの季節風が吹いて寒い日もあるが、零度以下になることは稀で、降雪や降霜は極めて少ない。

③風水害

当市における風水害については、6月から7月にかけての梅雨期と台風による大雨が大きな災害をもたらしている。また、海岸部においては、台風時の高潮にも十分注意する必要がある。特に台風が薩摩半島や西方海上を北上している場合は、東方海上を通過する場合に比べて風雨が強い傾向があるので、十分警戒しなければならない。

また、広域に渡って広がるシラス地帯においては、地質が極めてもろく、豪雨による災害を起こしやすい状況にあるため、山間部を含め河川堤防の危険地域、急傾斜地等での被害に注意する必要がある。

④地震・津波

当市は比較的有感地震の発生が少ない地域であるが、平成28年発生の熊本地震のように今後大きな災害を引き起こす地震が発生することが十分に考えられる。影響が最も大きいと考えられる「種子島東方沖地震」では、最大震度5強、最大津波高3.05m、最短津波到達時間196分、建物全壊40棟、建物半壊200棟、避難者数160人と想定される。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 1,017 企業（令和5年12月31日現在）
- ・ 小規模事業者数 939 企業（令和5年12月31日現在）

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
製造業	164	144	市内沿岸部や工業団地に多い
建設業	95	85	市内広く分布
小売業・卸売業	286	259	市内中心商店に多い
サービス業	72	70	市内広く分布
その他	400	381	市内広く分布
合計	1,017	939	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・ 防災計画の策定 防災訓練の実施
- ・ 防災備品の備蓄 防災マップの作成及び配布
- ・ 枕崎市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取組

- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ 鹿児島県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・ 防災備品（懐中電灯、救急箱、作業用防具類等）を備蓄
- ・ 枕崎市が実施する防災訓練への参加及び協力

2 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な取り決めに留まり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会議所経営指導員等職員が不足している、といった課題を抱えている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

3 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行う為、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 枕崎商工会議所と枕崎市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜ 1. 事前の対策＞

- ・ 「枕崎市地域防災計画」や「枕崎市新型インフルエンザ等対策行動計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入・行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や当市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 B C P に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者 B C P（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等の指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型ウイルス等の感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型ウイルス等の感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、I Tやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

災害リスクの周知に関する目標

項 目	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
事業者 BCP 等策定件数	3	3	3	3	3
専門家派遣件数	2	2	2	2	2
セミナー開催回数	1	1	1	1	1

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会議所は、令和 4 年 9 月に事業継続計画を作成。

3) 関係団体等との連携

- ・ 鹿児島県火災共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。

- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ及び事業の評価

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・毎年度、枕崎市と協議し本計画に記載した事業の実施状況及び評価・検証を年1回（4月）に開催し、状況確認や改善点等について協議する。また、協議結果は正副会頭会議へ報告し、事業実施方針等に反映させるとともに、HPへの掲載や会報による周知を行い、地域の小規模事業者等が常に関連可能な状態とする。

事業者BCP等の取組状況の確認について

項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業者BCP等の取組 状況のフォローアップ 目標件数	3件	3件	3件	3件	3件

5) 本計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5弱の地震等）が発生したと仮定し、枕崎市との連絡ルートの確認等を行う。
訓練は必要に応じて実施する。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助を第一とし最優先事項とする。そのうえで下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会議所と枕崎市で共有する。）

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに事業所の消毒、職員の手洗い
- ・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は枕崎市における感染症対策本部設置に基づき当会議所による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会議所と枕崎市との間で被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・ 地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 1 %程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・ 地区内 1 %程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・ 本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会議所と枕崎市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会議所は被害状況を県が指定する様式①に記載し、当会議所より県商工政策課へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会議所と枕崎市が共有した情報を県が指定する方法で当会議所又は枕崎市より県へ報告する。

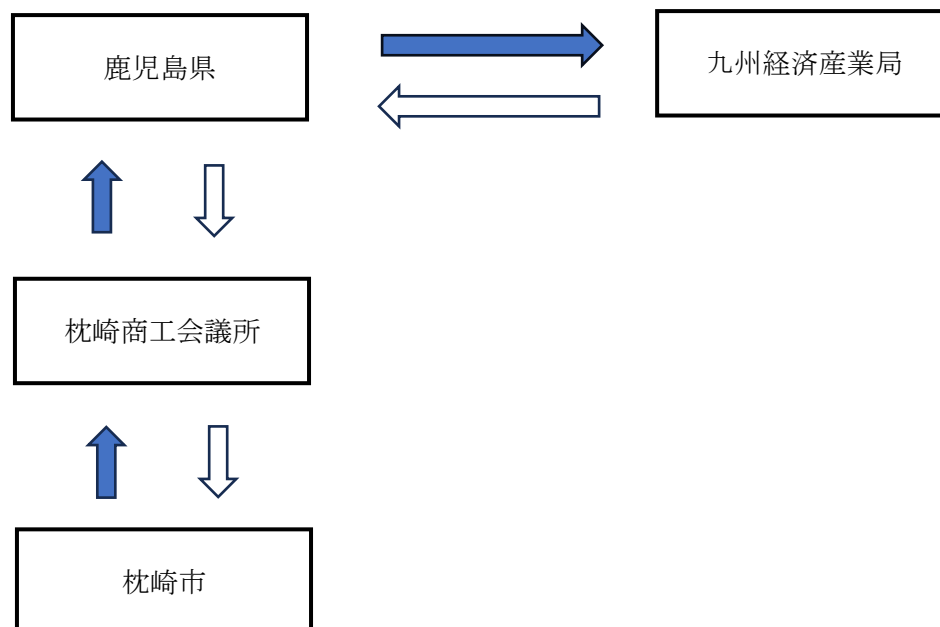
様式① 鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課 団体係 宛て（メールアドレス：dantai@pref.kagoshima.lg.jp）
令和〇年〇月〇日の〇〇災害による被害実態調査票

策定者：
電話番号：

メールアドレス：

被害合計金額		被害額内訳（単位：千円）							被害状況 ※被害 状況がつかえる内容があれば、
事業所名	住所	業種 （※産業）	従業員数 （※人数）	被害額 （※事業所の被害に 必要と認められる 金額を記入）	土地 （※建物の基礎、 敷地等） （※事業所に属 する）	建物 （※事業所に属 する）	機械設備	商品、原材料、 仕舞品等	
1				0					
2				0					
3				0					
4				0					
5				0					
6				0					
7				0					
8				0					
9				0					
10				0					
11				0					
12				0					
13				0					
14				0					
15				0					
16				0					
17				0					
18				0					
19				0					
20				0					

- ・当会議所と枕崎市が共有した情報を、県が指定する方法（下図）にて当会議所より県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について枕崎市と相談する（当会議所は国の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町村等の施策）について地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は速やかに鹿児島県へ報告する。

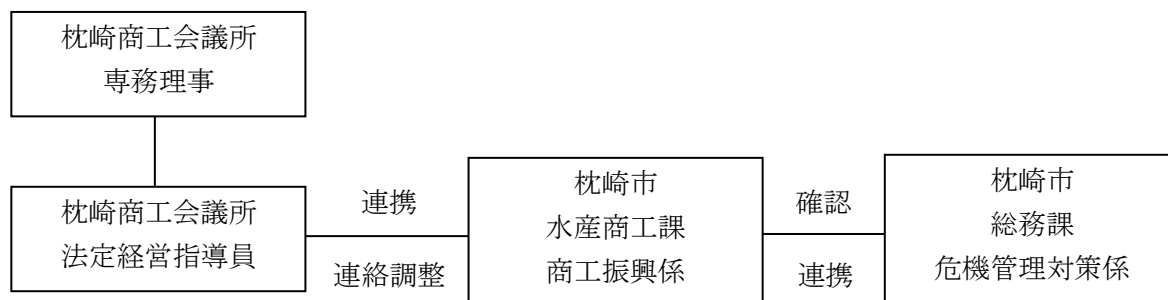
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 7 年 4 月現在)

- (1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 福元 康彦（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1 年に 1 回以上）

- (3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①枕崎商工会議所 中小企業相談所

〒898-0051 鹿児島県枕崎市中央町 1 番地

電話：0993-72-3341 FAX：0993-72-2500

E-mail: info@ma-cci.or.jp

②枕崎市役所 水産商工課 商工振興係

〒898-8501 鹿児島県枕崎市千代田町 27 番地

電話：0993-76-1667 FAX:0993-73-1747

E-mail: syoutokoushinkou@city.makurazaki.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は 速やかに 鹿児島県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費	60	60	60	60	60
・ 協議会運営費	10	10	10	10	10
・ セミナー開催費	30	30	30	30	30
・ チラシ作製費	60	60	60	60	60
・ 防災費	40	40	40	40	40

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
①鹿児島県火災共済協同組合 代表者：理事長 小正 芳史 〒892-0853 鹿児島県鹿児島市城山町 1-24 中小企業会館 3 階 TEL：099-225-4218 FAX：099-227-3595
連携して実施する事業の内容
①事前の対策 ・巡回経営指導時や窓口にて自然災害による事業継続への影響を軽減するための取組や対策（事業休業 への備え、自然災害や火災に備えた損害保険・共済加入等）について説明する。 ・被災に備え、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対して事業継続普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。 ②地区内の小規模事業者に対する復興支援 ・保険加入者リスト の提供により 、被害状況を把握して保険金請求に該当するか速やかに照合し該当者の保険金請求手続きを支援する。
連携して事業を実施する者の役割
①休業補償、水害補償等の損害保険・共済の情報提供 ②事業継続の取組、BCP 作成に関する専門家の紹介 ③災害時の顧客リストの情報提供及び保険金請求の手続き
連携体制図等
<pre> graph TD A[枕崎商工会議所] <--> 連携 B[鹿児島県火災共済協同組合] B -- 情報提供 --> A A <--> 相談 C[事業者] A <--> 支援 C B <--> 保険加入・請求 C B <--> 保険加入・支払 C </pre>